令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会（第２号）

１．会議招集日時　令和８年６月９日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（散会）　午後　１時２４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
１	近　藤　裕　紀	出	２	山　部　美由紀	出
３	昼　田　政　義	出	４	福　田　京　子	出
５	岸　野　榮　治	出	６	原　田　秀　史	出
７	小　塚　郁　夫	出	８	花　川　大　志	出
９	川　上　淳　司	出	１０	田　中　輝　夫	出
１１	土　田　正　雄	出	１２	浅　野　　毅	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡　敦	副町長	稲田欽也
教育長	山部英之	企画課長	平井勝志
財政課長	松嶋良治	町民課長	佐藤澄江
税務課長	守屋裕文	健康推進課長	小川公一
こどもみらい課長	楠木貴子	福祉介護課長	片岡　崇
産業観光課長	池田敏之	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	丹下裕之	教育課長	西山弘之
会計管理者	松嶋良治	建設課・教育課参事	黒瀬純一
病院事務長	坪田芳隆	介護老人保健施設事務長	小出優子
総務防災課長代理	立川人士	財政課主幹	小出健司
選挙管理委員会書記	妹尾一正		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾一正	書記	髙槻美希

６．議事日程

日程第１　一般質問　９番，１１番，８番，１番，４番，３番，１２番，２番

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開議

○議長（田中輝夫君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問　９番，１１番，８番，１番，４番，３番，１２番，２番

○議長（田中輝夫君）　日程第 1，一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが，今回の一般質問は８名の方々であります。質問の順序は，通告の順といたします。

まず，９番川上淳司君，お願いします。川上君。

○９番（川上淳司君）　失礼いたします。議席９番川上淳司でございます。通告により質問させていただきます。質問としては，役場庁舎内の各窓口におけるカスタマーハラスメントについて伺います。

昨今話題になっているカスタマーハラスメントが一体どの程度あるのか。そういうことを示すことができるのか。また，もしあったとして，その対応をどのように行っている若しくはこのような対策を打つようにしているというものがありましたら，教えていただきたいと思います。

しかしながら，ハラスメントは，個人が感じるものですから，受ける側の問題でもありますので，答えにくいとは思いますが，あえて質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　副町長。

○副町長（稲田欽也君）　はい。９番川上議員の矢掛町役場庁舎内の各窓口におけるカスタマーハラスメントについての質問にお答えいたします。

矢掛町では，令和 3 年度に矢掛町職員のハラスメント防止等に関する要綱を定め，ハラスメント全般の対応を定めております。その中で，相談窓口を総務防災課に置いておりますが，具体的な相談件数は現在ありません。

対策としては，1 階にハラスメント防止のポスターを掲示しているぐらいであります。

カスタマーハラスメントの定義としては，顧客の言動であり，業務の性質などに照らして，社会通念上許容される範囲を超えるものであり，労働者の就業環境が害されるという，この三要素を全て満たすものであります。一般的には暴言や土下座の強要，暴力などがありますが，わかりやすいものばかりではなく，業務の延長と区別が難しいものや，社会通念の定義が人それぞれであり，認定が容易ではないと存じます。

しかし，労働施策総合推進法改正により，令和 8 年 10 月 1 日から，カスタマーハラスメント防止のため，雇用管理上，必要な措置を講じることが義務付けられることが決まっており，矢掛町役場も職場として何らかの処置を講ずる必要があります。

具体的な対応については検討中でありますが，今後，カスタマーハラスメントのない働きやすい職場となるような，必要な措置を講じてまいります。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　９番川上君。

○９番（川上淳司君）　実際には，いま現状では，庁舎内はそのようなことはないとの理解でいいか

とは思っております。ハラスメントは，個人の受け取り方によるものなので，さまざまなことが考えられますが，カスタマーハラスメント対策は，個人任せになっていると思うので，いま先ほど副町長からもおっしゃられました今年10月から施行される改正労働施策総合推進法では，カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されます。それに向けての対策を今後どのようにやっていくかを更に質問させていただきます。

○議長（田中輝夫君）　副町長。

○副町長（稲田欽也君）　川上議員の再質問にお答えいたします。職員に向けては，アンケート等で過去にカスタマーハラスメントの事例があったかの調査を行い，初動対応の仕組み，マニュアル作りなどができればと考えております。

例えば，一人で対応しないですとか，一定時間経ったら上司が入るというようなものでございます。また，職員向けにカスタマーハラスメントに対する研修なども検討しております。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　９番川上君。

○９番（川上淳司君）　理解できます。まだ実際のものとはなっていない部分ではありますが，今後起こり得ることを対策として考えられていることは，大変感謝させていただきます。

これからのカスタマーハラスメントがあったとしても，そういうふうな対策が事前になっておれば何とかなると思いますし，私も以前勤めていた会社ではよくあったんですけど，すぐにその謝りに来いとか何とかしろとかいうふうなことで，何度か某事務所にも行かしていただいていろいろな苦労をしておりましたんですが，やっぱりそういうことが要するに常態化しては駄目だと思うんで，やっぱし皆さんの努力でこれ今後防いでいただくようにお願いするとともに，私達も力無いですけど，御尽力させていただこうと思っておりますんで，そこらへんは使っていただいて，一緒に対策になるようなことをやっていこうと思いますんで，ひとつよろしくお願いします。

簡単ですけど，以上をもちまして次の質問に移らせていただきます。

次の質問になります，矢掛町立病院について，お尋ねします。

現在の経営状況では，経営が成り立たない状況になっていくのが見えております。これからを見据え，経営の健全化を目指す上で考えていくべきは，人間ドックをひとつ考えてみればどうなのかなというふうなことで提案をさせていただこうと思います。

もう一つは，人間ドックができるようになりますと，今度は地元の観光軸とした観光ドックにシフトしていけるんじゃないかなと思っております。

町民の健康と併せて多方面から観光人口を増やす意味で，矢掛観光をプラスした観光ドックに移行していくべきだと思いますが，病院の事務長に病院経営をどのようにお考えになっているかをお尋ねします。

○議長（田中輝夫君）　病院事務長。

○病院事務長（坪田芳隆君）　９番川上議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました矢掛町立病院の経営改善について，町内観光と連携した健診事業の促進につきまして御答弁申し上げます。

住民の健康づくりと地域活性化，病院経営を両立させる本提案につきましては，当院としても，今後の健診事業のあり方を検討する上で，非常に重要な視点であると前向きに受け止めております。

住民の健康を守るため，がん検診など町の健診事業の実施を最優先の使命と捉えており，今年度におきましては，町の健診事業の一部として，新たに追加健診を受託する予定とし，少しでも受診率を向上させるべく取り組んでいるところでございます。

御提案のありました町内の観光をプラスした観光人間ドックにつきましても，受診勧奨をより広く，親しみやすい形で行うためのアイデアであると考えておりますが，現実的な課題といたしましては，現在，限られた医療スタッフの体制で診療と既存の健診事業を維持しており，一般健診へと参入し，規模を拡大することは，医療の質を担保する観点からも難しい状況にございます。

そのため，まずは今年度予定しております追加健診の円滑な実施を通じ，仕組みを確実に形にすることを当面の目標としており，その後の健診事業の拡充については，段階的に検討・模索してまいりたいと考えております。

当院といたしましては，持続可能な医療体制の維持を大前提としつつ，町唯一の公立病院として，地域医療の質向上に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　９番川上君。

○９番（川上淳司君）　本当に病院事務長のお言葉そのままだと思います。確かに現在の状況で人間ドック業務を増やすということは大変だということは理解できました。

しかしながら，町民の皆さんもドック受診に対しては，町外へ出ていかないと受けれないという状況は全く変わっておりません。

本当に足のことを考えてあげる部分で言うと，要するにそれだけの無駄が出てくるっていう部分は，ひとつ考えるべきだと思いますし，やっぱり町内でできることが一番いいことだなと私は考えます。

近くの矢掛病院で自身でできることは大変助かってくると思いますので，やっぱり病院で受診しやすくされるために，提案としまして，ふるさと納税の返礼品を町外の納税者に対して観光人間ドックを受診できるようにすること。そして，ふるさと納税の使い道として，矢掛病院への助成を増やしたらいいと思っております。

そういうことができないかをちょっとお伺いしたいのと，その中でも町民が矢掛病院で人間ドックが受診できるようになるのが一番いいと思っております。

そして，矢掛病院の受入れ体制としまして，職員の増員並びに病院改修が必要かと思います。

大きなこととなりますので，担当課長及び町長のお考えをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田中輝夫君）　財政課長。

○財政課長（松嶋良治君）　９番川上議員の再質問について，ふるさと納税を所管している財政課からお答えいたします。

なお，私のほうからは，施策の実施の善し悪しではなく，ふるさと納税の制度上の観点からの可否について述べさせていただきます。

ふるさと納税は,お世話になった町や応援したい町に寄附をするというのが本来の趣旨でありますが,近年ではお得な返礼品を提供することに注力する傾向にあります。国もこういった状況を危惧し，サイト利用料を含めた経費の抑制や地場産品基準の厳格化を打ち出してきています。

そういった現状確認を共有させていただきまして，まず，ふるさと納税の返礼品として観光人間ドッ

クをということでございます。

返礼品の要件の一つに，地域との相当程度の関連性，つまり，区域外における同じような役務や店舗による代替が困難であることというのがあります。矢掛町でなければ提供できないものということです。その要件に該当しない総務省が示す代表的な例として，病院等での人間ドック・健康診断が挙げられております。

過去に申請されて認められているものもありますが，近年の厳格化により，令和７年度に新規に認められたものはないというのが現状です。今後もより厳しい対応がされる見込みです。

しかし，議員提案の人間ドックに矢掛町ならではの観光コースを組み入れるというのは，地域との関連性という観点から，可能性はゼロではないと思われます。その際に，人間ドックよりも観光の割合を相当大きくする必要があります。

また，人間ドックの前には絶食の時間が必要であるとか，人間ドックの後には体調を整える時間が必要であるとか，そのあたりの問題を観光と結びつけていくことが可能なのか。そういった課題の解消が必要になると思われます。

また，寄附金の使い道として，例えば矢掛病院の経営支援という選択肢を加えることは可能でございます。

以上，制度の観点からの可否についてのお答えとさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　９番川上議員の再質問にお答えさせていただきます。矢掛病院の人間ドックに関する御提言，ありがとうございます。

実は，これまで矢掛病院で人間ドックを行うことができないかと模索してきた経緯があります。そこで，このほど，通常夏に行われております健診の後に追加健診というものがございますが，その追加検診を矢掛病院で行おうとしております。

今現況の医療従事者，それから設備を活用して，できる限りのことを行っていくつもりでおります。そうしたことを経て，人間ドックを行うことが可能かどうか検討することになると思います。

また先ほどはふるさと納税を使って矢掛病院を支援してはどうかという御提言，ヒントをいただきました。検討してまいりたいと思います。

昨今の厳しい経営環境の中におきましても，町民の皆様の健康と生命を守る，このことを第一に考えてたゆまぬ経営改善に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　９番川上君。

○９番（川上淳司君）　御回答いただきました内容に満足しております。

私の以前勤めていた会社は，病院が高松と広島にありまして，観光人間ドックはなぜ良いかっていうと，私は必ずそのどちらかの病院を選んで行かないといけない状況でありました。そういうこともあって，せっかく来たんなら何かどっか見て帰ろうかなっていうふうな思いがあったりしたんで，その観光人間ドックっていうのはひとつの手かなというふうに思います。

それでそれが返礼品になれば，またひとつ前にいくのかなと思っておりますので，お考えいただければと思っております。

また，特に財政課長が申された矢掛病院の経営支援の選択肢を増やすことができるということは，すごく有難いなと思っておりますし，町長もおっしゃいました人間ドックを模索されていたという部分に

ついても，本当に有難い御回答だと思っておりますし，やっぱり私どももこれから議員もやっぱりそういうふうなことで積極的に矢掛病院のいろんな部分を使って，ますます伸ばしていけばいいと思います。

今日，たまたま，たまたまって言いますか高梁川流域で病院に掛かるのに，地場の病院で診てもらったら，これ倉敷中央病院行かにゃいけんで，川崎医大行かにゃいけんねというふうな部分で，すると，今度は診断書というか，今度お願いする紙をもらいますよね。それが，その費用が今，流域では要らないっていうことになっておりますので，そういうこともしっかり活用した流域の活用もひとつだと思いますけど，町民にとってはやっぱし全ての病院に対しての足の確保が一番大変だと思っておりますんで，今後人間ドックが地元でできることが一番いいことかと思っておりますので，一緒に考えて，いい方向になっていけばいいと思っておりますので，今後とも御協力をよろしくお願いします。私も一生懸命頑張ります。

以上でありますので，簡単ではありますが全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中輝夫君）　続きまして，１１番土田正雄君，お願いします。１１番土田君。

○１１番（土田正雄君）　議席１１番の土田でございます。今回は，2 点の質問を行います。

まず 1 点目は，集会所施設整備事業補助金交付要綱の見直しについて，2 点目は移動支援や移動期日前投票所の取り扱いについて，この 2 点の質問をさせていただきます。

それではまず，1 点目の質問に入ります。集会所施設整備事業補助金交付要綱の見直しについて，行いたいと思います。

集会所防護柵の修繕についての質問を，私は 12 年前の 9 月議会に行いました。その時の回答は，「補助制度は建物を対象としており，土地に付随した防護柵は補助対象となっていないが検討材料としたい」という回答でございました。

集会所の利用は，いきいきサロンや避難所としても利用されており，高齢者にとって危険な個所への防護柵は是非とも必要と思います。防護柵も 40 年以上経過すると基礎部分がさびて腐食しており，危険な状態な個所もございます。

しかし，近年の補助金交付申請件数は年々減少しており，そろそろ建物から外構に目を向けてはどうかと思いますが，お考えをお尋ねいたします。

○議長（田中輝夫君）　町民課長。

○町民課長（佐藤澄江君）　１１番土田議員の御質問，集会所施設整備事業補助金交付要綱の見直しについて，町民課からお答えします。

この集会所の補助金交付制度でございますが，地域のコミュニティ活動の振興と活性化を図るため，その拠点となる町内会等が設置する公会堂等集会施設について，平成 3 年度より矢掛町公会堂等集会施設整備事業補助金交付要綱を定め，町内会等が行う集会施設の新改築，増築，修繕，水洗化，耐震診断及び耐震改修につきまして，補助を行っているものでございます。

議員がおっしゃいましたとおり，防護柵の修繕は運用上補助対象としていませんが，地域の人が集まる施設，場所を安全に安心して利用できるように整備することは，必要なことだと考えます。御提案につきましては，検討したいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　１１番土田君。

○１１番（土田正雄君）　ただいまの回答で，必要だと考えるが検討するという回答でございました。

しかし，リフォーム補助などは，いま外構も含めて補助制度に見直しをされております。やはり時代の変化に対応ということが必要ではないかと思います。

集会施設整備補助金交付要綱に外構等フェンスを求めるよう見直しても，どの集会所もフェンスがあり，危険な状態というわけではございません。一部の集会所で危険なため見直しを求めているものでございます。

今ありました「整備することが必要だと考えているが，検討する」という回答がありましたが，その理由を今一度，お尋ねをいたします。

○議長（田中輝夫君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　土田議員の再質問にお答えさせていただきます。

住宅リフォーム補助ですね。これ，3 年前に外構工事も対象といたしました。多くの方に御活用いただいております。敷地内のその整備ということで，敷地内の外回りのバリアフリー化ですとか手すりとかフェンスの設置などが挙げられます。

公会堂等集会施設整備事業補助金につきましても，公会堂等の施設の敷地内での安全確保や利便性の向上のためにも外構工事を対象とすべく検討に入ります。検討するではなく，入ります。そのことをちょっとお伝えさせていただきます。御提案いただき，ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　１１番土田君。

○１１番（土田正雄君）　ただいまの町長の回答で，今後は含めるということでした。やはり時代によって町民の求めるものが当然変わってきます。そういった意味でやはり時代の変化に対応するようなことが非常に重要だと思っておりますので，よろしくお願いします。

それでは，次に 2 点目の質問に移らさせていただきます。2 点目の質問は移動支援や移動期日前投票所の取組について，お尋ねをいたします。

今年 4 月には，矢掛町において町長・町議選が行われました。雨の影響もあったのか，過去最低の 61 パーセントという投票率でございました。

しかし，過去を振り返ってみますと，2022 年は 63 パーセント，2018 年は 68 パーセント，2014 年は 76 パーセントと投票率は年々減少しています。

移動支援に要する経費も平成 28 年に加算規定が新設され，特別交付税措置も行われております。移動手段を持たない高齢者や車いすの人が投票に行きやすい環境整備に取り組む必要があると思いますが，お考えをお尋ねいたします。

○議長（田中輝夫君）　選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（妹尾一正君）　１１番土田議員の御質問，選挙に係る移動支援や移動期日前投票所の取組について，選挙管理委員会書記からお答えいたします。

土田議員御指摘のとおり，町長・町議選挙の投票率は，平成 2 年には 90 パーセントを超えていましたが，年々低下しており，今回は約 61 パーセントになりました。土田議員の御質問のとおり，選挙管理委員会といたしましても，投票率の低下につきましては，苦慮しているところでございます。

そこで，期日前投票所については，令和 6 年度までは役場 3 階で開設しておりましたが，令和 7 年度から役場 1 階の玄関ロビーで開設いたしました。投票される方の利便性と投票率の向上を図る目的で，

昨年度の参議院選挙，衆議院選挙，そして今年度の町長・町議選挙で計3回実施いたしました。

期日前投票に来られた方は，「1階になって便利になった」，「役場へ来た際に投票ができるようになって助かる」，「車椅子で3階まで上がるのは大変だったが，1階で投票がしやすくなった」，「来られていないみんなに教えてあげたい」などのお声もいただき，大変好評でございましたので，継続実施してまいりたいと思います。また，車椅子を御利用になられる町民の皆様におかれましては，当日並びに期日前投票におきましても，投票がスムーズに行っていただけるよう各投票所に車椅子の配備並びに投票のお手伝いの配慮に務めております。

また，選挙管理委員会では，今回の町長・町議選挙におきましても，投票率向上を目的として，矢掛町の公式ホームページや広報やかげへの記事の掲載，有線放送での呼び掛け，また，矢掛放送にも御協力いただき，計画的に各種啓発の強化を行ったところでございます。また，期日前投票期間中及び投票日当日に，広報車を町内に巡回させ，投票の呼び掛けをいたしました。

しかし，このたびの期日前投票日の2日目，また投票日当日，5日間のうち2日間雨天であったことが，投票率に影響を与えたのではないかと考えております。

また，矢掛町明るい選挙推進協議会において，公正な選挙及び投票率の向上について，意見交換及び協議を行っていただいております。

御質問のありました投票所への移動支援及び移動期日前投票所についてですが，前者につきましては，巡回バスの運行や無料券の配布。後者につきましては，投票所を車載などとし，時間毎に告示した住所で投票を行うものであります。いずれも人口減少により投票所が統廃合され，住民に不便が生じた区域において導入されることが多いようです。

なお，全国的にも投票期日前及び投票日当日の移動支援に取り組んでいる自治体数が少ないとの調査結果もあります。 また，岡山県内でも同じような状況と認識しております。

矢掛町においては，投票に際しましては，現在実施しておりますふれあいバス及びタクシー助成制度を御利用いただいていると思いますが，引き続き有効に御活用いただきたいと考えております。

選挙管理委員会としましては，現在矢掛町の交通手段が投票所への移動支援として利用できることを，関係課と連携しながらＰＲしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　土田君。

○１１番（土田正雄君）　岡山県内でも現時点では少ないし，全国的にもやっているが，数はまだ少ないということでした。なかなかこういったことを取り組んでも，本当1パーセント2パーセントしか上がらないという結果に至っているところも多いんじゃないかと思います。

しかしながら，矢掛町の国政の選挙，それから町長・町議選の選挙の投票結果，年代別，地域別に見て，やはりそういったものを考えて今後取り組み方を少しずつ変えていくことも必要だと思っております。

内容見てみますと，80歳以上の有権者は，全体の約2割を占めており，18歳から39歳以下の有権者の人数とほぼ同じような数になっております。矢掛町全体の80歳以上の期日前投票率は約20パーセントで，当日の投票率は15パーセントとなっております。しかし地区別で見てみますと，矢掛地区の80歳以上の投票率は42パーセント，しかし，美川地区では32パーセントと約10パーセント，やはり投票所との距離によって異なっております。

また10代の投票率を見てみますと，国政選挙については高いが，10代から60代までの年代が上がるごとにつれて投票率が高くなっております。

地区ごとの投票率や年代別の投票率を分析し，選挙に関心を持ってもらうよう広報活動を行うことが投票率のアップにつながると思います。今後も工夫を凝らしてＰＲに努めてもらうことを期待して私の質問を終わります。

○議長（田中輝夫君）　続きまして，８番花川大志君，お願いします。８番花川君。

○８番（花川大志君）　議席８番花川でございます。通告に従い，本町の障害者・障害児福祉の支援体制と実務的な取組の現状を伺い，町民要望も踏まえながら，更に実りある支援体制構築と手厚い障害者福祉へのまちづくりをお願いいたしたく，執行部の方針や見解をお伺いいたしますので，よろしくお付き合いください。

では早速，質問を始めます。令和6年度に更新された第7期矢掛町障害福祉計画並びに第3期矢掛町障害児福祉計画に準じて，それぞれ前期のさまざまなデータの整理を基に国の指針に沿い，必要な取組項目に新たな目標値を定め，支援整備体制が推進されたと承知しております。

その年の4月から山岡町長は行政機構改革に取り組まれ，新たにこどもみらい課を設置されました。福祉部局を分割し，その名が示すとおり，妊産婦のサポートから子どもの育ちのサポートまでを所管するこの課の設置は，正に時代の要望に即した行政機構改革であったと思うわけであります。

当然ながら，その対象は，健常者の方々のみならず障害児も含まれており，同課の職員の皆さんには，新規の業務開始から所管される事業施策の推進には多々御苦労があったものと推察いたします。

その全体的な取組の中で，障害をお持ちの方々とその御家族に，子育て支援の観点からはどのように関わり，どういった取組をされてこられたか。担当課としての施策の足跡やそれらに関わる本町の現況と対処の事例を改めて御開示いただきたいと思います。

なお，所管されている施策事業は，大変広範囲になりますので15歳以上18歳未満の発達障害を含む精神障害の方々への支援を含め，こどもみらい課長に答弁を求めます。

○議長（田中輝夫君）　こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君）　８番花川議員の障害者支援について，こどもみらい課からお答えいたします。

15歳以上18歳未満の発達障害を含む精神障害をお持ちの方々への支援についてでございますが，町では令和6年4月にこどもみらい課内に矢掛町こども家庭センターを設置いたしております。このセンターは，母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて，18歳未満の児童とその御家族の福祉に関する包括的な支援を行っております。

支援について具体的に申しますと，児童やその御家族から相談があった場合，こども家庭センターに常駐する保健師や社会福祉士が家庭や学校を訪問し，相談内容を詳しく伺っております。伺った後，解決に向けて何が必要か一緒に考え，場合によっては関係機関と連携し，必要な資源があれば情報提供を行っております。児童とコミュニケーションを取る中で，今後どうしたいのかなど児童の視点に立ち，思いに寄り添いながら対応しております。

このように，こども家庭センターでは障害の有無に関わらず，相談される全ての児童と関わっております。

一方，障害をお持ちの方やその御家族に対する寄り添いといたしましては，精神障害者患者家族会が，

矢掛町地域活動支援センターさくらでさまざまな課題を抱えている方の居場所を確保しております。

また，以前から要望のあった災害時に一次避難所で過ごすことが難しい障害のある児童の居場所として，今年３月に町と岡山県立西備支援学校との間で，災害時における福祉避難所 ―― 二次避難所施設利用に関する協定を締結したところでございます。

町といたしましても，障害をお持ちの方やその御家族のお悩みをしっかり把握するとともに，関係機関とも連携しながら，引き続き，皆様に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　花川君。

○８番（花川大志君）　お子様をお持ちの御家庭ではさまざまな課題が存在し，全ての子育て世代に対する支援制度の拡充は，ぜひ不断の取組として継続していただきたいと我々町民は思うわけでありますが，今後も我がまちの全ての子どもたちの育ちや自立の支援に鋭意取り組んでいただきたくお願いを申し上げる次第です。

その上で，なぜ15歳以上18歳前に絞ったか。それは特に，障害児の方の中学３年時の御家族と話し合う高等部への進学選択の別れ道，また，18歳児の社会への巣立ちという別れ道，このデリケートな時期にその進路について御家族はさまざまな悩みを持つことになる年齢だからであります。

発達障害を含む精神障害を持つ我が子と休まることなく日々見守り続ける御家族への寄り添い，これを具現化する施策や補助事業，もちろん本町ではこどもみらい課長の御答弁にもありましたように，既にさまざま拡充されてはおりますが，これに加えて個別の案件ではあっても，またさらに，それがある保護者ただ一人の懸案事項であっても，その御苦労・お悩みを聞いてもらえる場，そういった懇談の場の設置を障害児をお持ちの保護者を対象にお願いしたいと思うわけであります。

そういったことに関連し，もう少し踏み込んで質問を続けたいと思います。

先ほど，こどもみらい課長から障害者とその御家族に対する寄り添いとして，懇談の場やさまざまな課題を抱えておられる対象者への居場所を確保に取り組まれている旨，御答弁がありました。

冒頭に申しました町民要望とは，正にこの部分についてであり，もう少し踏み込んだ懇談の場の設置についてであります。

障害児を日々見守っておられる御家族の方々から，ある陳情がありました。県内の特別支援学校高等部生徒のスクールバス利用の抜本的環境改善への後押しの陳情です。具体的に申しますと，障害のあるお子さんが笠岡市にある県立西備支援学校の高等部へ通うには，自力通学が前提になるのですが，高度の知的障害のあるお子さんにそれが可能かという問題です。これは，教育を受ける権利と密接に関係する問題です。

一見，県教育委員会の管轄問題のように思われますが，お悩みを抱えている保護者は，紛れもなく矢掛町民なのであります。

当該事案については，こどもみらい課長，これから答弁を求める福祉介護課長とも昨年度来，情報共有している案件であり，幸いなことに町長をはじめ課長，関係課職員の後押しもあってか，県教育委員会は，高等部生徒の原則自力通学を本年度から撤廃いたしました。

本件事例はその端緒というべきものであり，陳情された保護者の方からは，まだまだ改善してほしい事案はあるとのことでありました。これは決して県・町に対する行政批判ではなく，現状の情報共有なのであります。

陳情の趣旨は，ルールはそうであっても現実的には大きな負担のある現状について，私達の話を聞いてもらえるフラットな場，懇談組織の設置という小さなものなのであります。

ルールや規制の介在する中で実情として困っている事案について，重度の障害を持つ我が子を育てていく上で，この部分に対処してほしいという切実な思いを聞き取ってもらえるような既存のものとは趣を異にする懇談組織の設置であります。

前段の答弁の中にあった家族会の開催や課題を抱えている方の居場所の確保を担当課は適正に推進されているとは思いますが，なお，この趣旨の実情を陳情される保護者の方の心情を私も当初は計りかねましたが，しかし，そこに大変な御苦労があるというニュアンスだけは強く感じることができました。

これについては，昨年度からの福祉介護課長をはじめ，こどもみらい課長，両課の担当職員さんとの懇談・協議に際しては，皆同じ思いであったと記憶しております。

そこで，その先にある大きな岐路となる 18 歳を超えての自立支援と申しますか，大きな意味での障害者福祉の観点から，地域共生のまちへの推進，そして誰一人取り残さないまちの実現に向けての担当課としての御見解をお聞きいたしたく，再質問として福祉介護課長に答弁を求めます。

○議長（田中輝夫君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡　崇君）　８番花川議員の再質問，懇談組織・語りの場の設置について，福祉介護課からお答えいたします。

誰一人も取り残さないまちとして，共生社会の実現を勧めるための町としての方針や現在の体制等について，まず，御説明させていただきます。

町では，第７次矢掛町振興計画に基づき，共生社会の実現を勧めるため，矢掛町障害者計画，矢掛町障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定し，障害の有無に関わらず，誰もが安心して暮らすことができる社会，自分らしく暮らすことができる社会を目指して，各種施策に取り組んでいるところです。

そして，井笠地域障害者自立支援協議会が解散したことから令和２年度に町単独での障害者自立支協議会を設置し，町内の障害のある人，関係団体及び障害福祉サービス事業所等で障害に関する地域の課題解決に向けた話し合いを重ねています。

また，併せて矢掛町障害者相談支援センターを設置し，町民の身近な相談場所として，障害のある人やその家族からの相談に応じています。

この障害者自立支援協議会の関係団体でもある手をつなぐ親の会，スマイルの会などの障害を持つ親の会の組織では，子育て中のお母さんや成人された子どものお母さんの話を聞いたり，相談したりすることができます。

町もこうした会に参加し，困りごと等の課題を共有するとともに，課題解決に向けた取組を検討しています。

御提案のあった既存のものとは趣を異にする懇談組織の立ち上げについてですが，先ほど説明したとおり，町内にもいろいろな組織や相談窓口があり，町のこども家庭センターも含め，ネットワーク化もされております。まずは，その中でできないか検討させていただきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　花川君。

○８番（花川大志君）　まち独自の施策展開，特に身近な相談場所として障害者支援センターの設置など課題の共有と解決への諸々の取組は，正に住み続けたい街ランキング１位の評価を根拠づけるものと

推察するわけでありますが，一方で，手探りの部分も残っているように思われます。

冒頭，こどもみらい課長の御答弁で，県立西備支援学校との災害時の二次避難所として，施設利用に関する協定締結のお話が一つの事例として紹介されました。いわゆる福祉避難所の指定です。これ自体は，障害児とその御家族にとって大変有意義な事例なのですが，実際に我がまちに大規模な災害が発生し，本町内の対象者が避難を余儀なくされた時，その家族に交通手段がない場合は，どうやって笠岡市東大戸にある同校まで行けばよいのか。

標高 95 メートルの蛸村峠の上にある福祉避難所まで家族が自力で行くことは，もちろん自助ではありましょうが，災害が発生している中で地域の共助はどういう形で発露されるのか。

さらに，自主防災組織は，こういった場合，どう機能するのかなどなど障害児をお持ちの家族への対応マニュアルの現状はどうでしょうか。

福祉避難所設置はとても助かる。でも利用する場合のサポートは，こういった公助へのすがる思いを話し合う場での実務的な課題の掘り下げやシミュレーションを行うこと，それが懇談組織設置の意義であろうと私は考えるわけであります。

避難行動のような事例は，災害が起こらねばそ上に上がりませんが，災害が発生してからでは間に合わないかもしれません。

これは，数ある懸念の一端であり，障害児とその御家族が抱えている課題も悩みも一様ではなく，それぞれがお持ちの課題は千差万別であることは，私どもより担当課の職員さん方の方がお詳しいのは火を見るよりも明らかであります。ゆえに，個別の悩み事を話し合える場や組織体の設置がかなわないのであれば，少なくともそういったカテゴリーへの対応窓口を矢掛町障害者相談支援センター等で設けていただければと考える次第です。

これは，我がまちの障害者福祉の一つのありようを示すものと私は考えますので，正に山岡町政の理念と指針を示した振興計画が更新され，2 期目をスタートされた今，誰一人取り残さないまちの具現化について，障害者福祉の問題に関して現段階における町長の基本的なお考えや方針，御見解の一端で結構ですから，この際，答弁を求めます。

○議長（田中輝夫君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　８番花川議員の御質問にお答えさせていただきます。本町の障害者支援に対する２期目に向けた見解について，お答えいたします。

本町におきましては，第７次矢掛町振興計画において“互いに尊重し 支え合う地域共生のまち”を施策の基本方針とし，障害の有無に関わらず，誰もが地域の一員としてお互いを尊重し，支え合いながら共に生きがいのある暮らしをつくる地域共生社会の実現を目指しております。

障害福祉分野におきましては，第５期障害者計画，第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に基づき，障害のある方が地域の中で自分らしく生活し，社会参加できるよう各種施策を推進しております。

障害者総合支援事業や地域生活支援事業については，障害のある方の状態やニーズに応じたサービスの提供，それから障害のある方の社会参加や地域で自立した生活を支えられるよう，引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

また，障害の状況，それから生活環境，介護の負担，将来への不安など抱える悩み・課題というのは家庭ごとに異なる。その複雑な課題が重なり合うというケースも少なくありません。

こうした事につきましては，まずは既存の福祉制度や相談支援の体制を活用しながら対応していくことが基本であるとは思いますが，一方で制度ごとの枠組みだけでは十分に支援につながらないケースというのが発生してくると思います。

そこで本年度から，重層的支援体制整備事業を実施いたします。既存の制度の枠組みだけでは，先ほども申し上げましたように十分に受け止めきれない課題というのがあります。矢掛町社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら，相談を受け止め，必要な支援につなぐためにもこの事業の推進に注力してまいります。

今後につきましては，障害のある方やその御家族が抱える課題の多様化・複雑化も見据えながら，相談体制の充実，関係機関との連携を強化，地域での見守り，それから支え合い，これらの仕組みづくりを進めて，一人ひとりの状況に応じた支援につなげてまいりたいと思っております。

3 年前から，町では広報やかげの封入や準備作業を町内の障害福祉施設に業務委託しております。私も実際見学しました。皆さん，やりがいを持って作業しておられて，封入作業もプロと言っていいほどの仕事ぶりであります。こうした官民協働の取組をはじめ，これからも障害者の皆様の社会参加や就労支援に注力してまいります。

また，先ほどおっしゃられました岡山県立西備支援学校との災害時における福祉避難所，これ二次避難所となりますが，施設利用に関する協定書というものを締結いたしました。これによって，障害がある子どもさんなどの受け入れ施設の確保が，念願かなって確保が図れました。

そして，まだ課題もあります。そのへんのところにつきましては，学校側と町だけでなく，障害者自立支援協議会でありますとか障害のある子どもさんの保護者の方々，それから関係者の意見もお聞きしながら，適切な利用が図れるように協議を進めてまいりたいと思っております。

議員のお言葉の中にありました誰一人取り残さないまちの実現に向け，支援を必要とする方や御家族の方々が孤立しないように行政や地域，関係機関が連携して寄り添う姿勢でみんなで臨んでありたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中輝夫君）　花川君。

○８番（花川大志君）　地域共生社会の実現，これを町全体で町民一人ひとりが地域の一員として障害の有無に関係なく，お互い尊重し，支え合いながら，生きがいある暮らしをつくるとの方針が示されました。

より良いまちづくりの指針である第７次振興計画にのっとった障害者障害児福祉施策の基本方針の大枠が，改めて町長より広く開示されたわけであります。

その中で，当然ながら既存の制度や支援体制を活用する一方で，制度ごとの枠組みだけでは十分に支援につながりにくい複雑なケースの存在に言及されたことは，大変評価されるべきことであると同時に，町長のこの御発言に，陳情された障害者の御家族の方々は，私達の思いを気づいてもらえていると心から喜んでおられると思います。

会議体など既存のものとは趣を異にする懇談の場あるいは懇談組織というのは，そういったケースの情報収集の場としての機能を持たせることによって，課題解決のツールになるのではと考えるのであります。

その上で，御答弁にもありました重層的支援体制整備事業がいよいよスタートいたしました。まずもって，スキームつまり事業推進の立て付けを検討し，策定されたワーキング委員会の皆さんの御努力に

この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

複合的な生活課題をお持ちの町民に対してワンストップかつ重層事業コアメンバーを介して，多くの関係機関によってさまざまな支援が有意義に効果的に今後は進められていくのであろうと推察いたします。

こういった手厚い取組を一歩ずつ推進していただきたいと我々町民は望むわけですが，それと並行して，心の声と言いますか，寄り沿いの部分で，あるいは問題を解決していく上で，感化されがちな障害者家族，当事者にしかわからない生活課題を聞いてもらえるチャンネル，また，解決に向けた対処に取り組んでくださる組織体の設置をこの新設の事業に期待したいと私は思います。

それこそが，誰一人取り残さないまちの実現であり，地域共生社会をつくる真のまち力，つまり，町としての実力を兼ね備えたふるさと創生であると我々町民は認識できると思いますので，引き続き，障害者，障害児とその御家族への自立支援，そして全町民に対する障害者福祉への理解と啓発の推進，さらに，我がまちの子どもたちには，教育現場におけるインクルーシブ教育の充実など顔を横断しての対処は大変とは思いますが，これらへの有意義な働き掛け，取組をもって障害者福祉行政を推進してくださいますよう，切にお願い申し上げ，質問を終わります。

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。一般質問の説明の途中ですが，ここで 15 分程度休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，10 時 50 分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時３０分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続けます。

それでは，１番近藤裕紀君お願いします。１番近藤君。

○１番（近藤裕紀君）　議席番号１番近藤裕紀でございます。皆様おはようございます。初めての一般質問に臨ませていただきます。

私は，現在この矢掛町で 3 人の子どもを育てる現役子育て世代の一人です。今回は，子どもたちがこれからもすばらしい環境で豊かな学びを続けていけるよう，これからの学校のあり方について執行部へ質問をさせていただきます。

それでは，通告に従いまして質問に入ります。先日，地元紙において，昨年の我がまちの出生数が 47 人という非常に厳しい現実が報道されました。

現在の矢掛町内の小学校 1 年生が計 80 人であるのに対し，わずか数年後にはその更に半分近い子どもたちしか入学してこないという現実が目の前に迫っています。この 47 人の子どもたちが小学校に入学するのは，5 年後の令和 13 年度です。未来の学び舎の姿を整えるためには，今から一歩ずつしっかりと準備を進めていく必要があると考えています。

現在，矢掛町には 7 つの小学校があります。単純に計算すれば，数年後 1 校あたりの 1 学年が 6 から 7 人という事態になり，極端な複式学級の乱立や多様な人間関係の構築，集団教育としての機能維持が危ぶまれるのは火を見るよりも明らかです。

本町の第 7 次振興計画においても，3 ページに持続可能な地域社会の実現 24 ページに教育の充実がそれぞれ大節に掲げられていますが，このまま具体的な方針が見えない状態が続けば，保護者や地域住民

の不安は募るばかりです。

そうした中で，教育委員会が今議会の当初予算において，小学校のあり方を検討する事業費として379万円を計上され，夏頃までに新たな検討委員会を設立して，住民アンケート等を行う方針を打ち出されています。現状を打破するすばらしい一歩であると深く敬意を表します。

私は以前，教育委員を務めておりました。本町の教育行政は，常に住民の声を聞くという丁寧な姿勢を重視されてきました。今回のアンケートも，正にその対話への第一歩であると受け止めております。

しかし，5 年後というタイムリミットを前に，ただアンケートの結果を待ってからでは環境づくりが間に合わない可能性があります。住民の声を丁寧に聞くことと並行して，教育委員会が力強いロードマップを敷くことが今，何よりも求められていると感じております。

そこでお伺いします。新しくスタートする検討委員会や住民アンケートを経て，執行部としては，今後どのようなスケジュール感で７つの小学校の適正化に向けたグランドデザインの策定及び町民への提示を進めていくお考えでしょうか。実務面における今後の予定をお聞かせください。

○議長（田中輝夫君）　教育課長。

○教育課長（西山弘之君）　１番近藤議員の御質問，人口減少期における学校教育環境の適正化とロードマップについて，教育課からお答えをいたします。

議員御指摘のとおり，本町におきましても少子化は急速に進行しており，今後の児童数の減少が学校教育環境に与える影響については，教育委員会としても大変重要な課題であると認識をしております。

小規模校には児童一人ひとりに寄り添ったきめ細かい指導ができることや，地域とのつながりの中で特色ある教育活動が行いやすいことなど良さもございます。

一方で，児童数が更に減少した場合には，多様な人間関係の中で学ぶ機会や集団の中で互いに刺激を受けながら成長する機会，また，学校行事や教育活動の幅の確保などにおいて課題が生じることも懸念されるところでございます。

このため，今後の小学校のあり方につきましては，単に学校の数をどうするかというような問題ではなく，子どもたちにとって望ましい学びの環境をどのように保障をしていくのか。また，学校と地域との関係を今後どのように築いていくのかという視点から総合的に検討していく必要があるものと考えております。

令和８年度当初予算におきましては，小学校の今後のあり方を検討するため，アンケート調査に係る経費，検討委員会開催に係る委員報酬等を計上をしております。

この事業では，保護者や地域住民の皆様の思い，不安，期待などを把握するとともに，児童数の将来推計，教育環境，通学安全面，学校施設，地域との関係など，さまざまな観点から課題を整理してまいりたいと考えております。

議員からは，今後の町内の小学校のあり方について，どのように検討を進め，町民の皆様とどのように共有していくのかというお尋ねと受け止めております。

この点につきましては，学校の今後のあり方は，行政があらかじめ結論や時期を一方的に定めて進めるものではなく，保護者，地域住民，学校関係者の皆様と課題を共有し，丁寧に合意形成を図りながら進めていくべきものと考えております。

したがいまして，令和８年度はアンケート調査等検討委員会を通じて，現状把握，課題整理，論点整理を行い，今後の検討の土台をつくる年度と位置付けております。

その上で，検討委員会での議論やアンケート調査の結果を踏まえ，小学校の今後のあり方に関する方向性を段階的に整理し，町民の皆様と共有していくための検討につなげてまいりたい。そのように考えております。

教育課といたしましては，第７次振興計画に掲げる教育の充実や持続可能な地域社会の実現という視点も踏まえながら，何よりも子どもたちにとって望ましい教育環境を第一に考え，丁寧かつ着実に検討を進めてまいります。

以上，答弁とさせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　近藤君。

○１番（近藤裕紀君）　教育課長から丁寧な御答弁をいただきました。結論を急がず，地域と丁寧な合意形成を図るという方針に私も深く賛同いたします。

しかし，この議論において最も留意すべきは，判断材料となる情報が地域や保護者に十分に行き届き，同じ目線で議論ができる環境づくりです。住民が情報不足のまま判断を迫られるようなことがあってはなりません。

そこで再質問をいたします。アンケート調査だけでなく，他自治体の成功事例や知見を積極的に集め，町民へわかりやすく共有，提示していく必要があると考えますが，執行部の御見解を伺います。

さらに，検討委員会の設置にとどまらず，委員以外の一般町民の意見をどう生かすかが極めて重要です。ワークショップや座談会のような形で，できる限り多くの町民が主体的に参加できる機会を設けるべきと考えますが，併せてお考えをお聞かせください。

また，私は，現役の子育て世代の代表としてこの議場に立たせていただいております。大人が時間を掛けて議論をしている間にも，子どもたちは日々成長し，卒業を迎えていきます。

丁寧な合意形成が必要だからこそ，この取組がいつ，どのような形で次のステップに進むのかという時間軸の見通しが地域の大きな安心につながると確信しております。

そこで，教育行政のトップである教育長に伺います。令和８年度の調査結果を踏まえ，翌令和９年度以降どのようなスケジュールで町としての基本的な方向性を提示していくのか。適正化に向けたスケジュールについて，教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（田中輝夫君）　教育長。

○教育長（山部英之君）　近藤議員の再質問にお答えいたします。

まず，判断材料となる情報の共有についてでございますが，議員御指摘のとおり小学校の今後のあり方を検討していくためには，保護者の皆様や地域の方々が同じ土台に立って議論できるように必要な情報をわかりやすく提供，共有していくことが大変重要であると考えております。

具体的には，各地区７小学校の今後の児童数の推移とか，各学校の現状，施設の状況，通学に関する課題，また他の自治体における学校規模適正化の進め方やそこから見えてくる成果や課題などについて，検討委員会の資料として提出を整理し，共有し，協議してまいりたいと思っております。

また，町民の皆様を対象として実施するアンケート調査におきましても，判断していただくための資料として可能な範囲でわかりやすくお示しをさせていただきたいと考えております。

次に，検討委員会以外の皆様，一般の町民の方々の御意見をどのように伺うかという点についてでございます。検討委員会につきましては，町内７地区の小学校の保護者会などの代表者の方々，そして７地区各地区自治協議会の代表者の方々をはじめ関係機関の代表者など約 20 名で構成をすることを予定

しております。それぞれの立場から，保護者として，また地域の皆様の思い，課題意識，御意見などを持ち寄っていただきながら，議論を進めてまいりたいと考えております。

また，アンケート調査につきましても，単に賛否を問うものではなく，保護者や地域の皆様がどのような御不安や期待を持っておられるのかを把握し，今後の対話につなげていくための重要な機会と考えております。

現時点で座談会等の具体的な日程や実施方法までは定めているものではありませんが，検討委員会での議論が進む中において，そのような御要望が出てくれば必要に応じて適切な方法を検討してまいります。

次に，今後のスケジュールについてでございます。今年度は，アンケート調査の実施と分析，検討委員会での御意見・御提言を通じて，現状把握，課題整理，論点整理を行う年度と位置付けております。

その上で令和９年度以降につきましては，今年度の調査結果や検討委員会での議論を踏まえ，小学校の今後のあり方について，更に具体的に審議するための体制づくりも含めて検討します。

そして，町としての基本的な方向性を段階的に整理してまいりたいと考えております。

学校のあり方は，この教育委員会だけの視点で完結するものではなく，地域づくりや交通，移住定住，公共施設など町全体の将来にも関わる重要な課題であります。

町役場全体，関係各課とも連携しながら，ふるさと矢掛の未来を考える視点を持って住民の皆様の御意見を基に，丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　近藤君。

○１番（近藤裕紀君）　教育長，御答弁をありがとうございました。

令和８年度，検討の土台をつくる年度とし，あらかじめ結論ありきではなく，地域と丁寧に合意形成を図りながら，段階的に進めていくという真摯な姿勢は十分に理解いたしました。だからこそ，この動きを単なる教育の枠組みにとどめず，町全体で支えていく行政の姿勢が不可欠であると強く感じております。

学校環境の適正化は単なる教育現場の課題ではありません。それは，このまちの未来の設計図を優しく描き直す最大のまちづくり政策です。

学校のあり方は，地域の活気日々の暮らしの安心，そして若い世代の移住定住といった行政の全ての分野が手を取り合って育んでいくべき，このまちの未来そのものだからです。

また私は，新人議員として，そして一人の親として，このまちのすばらしい未来を次の世代へ引き継いでいきたいと強く願っております。

そこで，再々質問をいたします。町長に伺います。この学校教育環境の適正化，それから始まるこれからのまちづくりについて，町長のお考えの一端をお聞かせください。

○議長（田中輝夫君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　近藤議員の再々質問にお答えいたします。

町内の小学校の今後のあり方ということでございますけれども，先ほど教育課長，教育長の答弁にもありましたように，今年度は検討委員会の立ち上げ，さらにアンケート ―― これは意識調査でございますが，実施する予定であります。

現在この件については，さまざまな意見があることは承知しております。町内の小学校を一つにまと

めたほうがいいという意見がある一方で，地区の学校を残してほしい，そういう意見もあります。また，それぞれの地区で本件についての考え方にも差異があるようにも思えます。

ここで考えなければいけないのは，町内の各小学校というのは，いずれももう明治の初頭からですね，150 年以上の伝統があります。それは旧村すなわち現在の町内 7 地区の歴史そのものと言ってもいいような存在であるということであります。

もし，小学校がなくなった場合に，各地区へ及ぼす影響というのは，これは避けられないと思いますし，それから地域のあり方そのものに関わる重大な問題にもなるというふうに思います。

現在担当課で行っております事は，全国あるいは県内の事例の研究であります。そうした事例の研究に加えて，先ほどお話しました，今年度実施いたします地区ごと，地区ごとに行いますが，アンケートの結果を分析いたします。そして，検討委員会での議論などを踏まえまして，今後の方向性を見いだしていきたいというふうに思っております。

なお，アンケートにつきましては，9 月頃実施の予定でおります。町民の皆様お一人おひとりが回答できるように，またその際に虚心坦懐にですね，素直な気持ちで回答できるように，設問それから文章表現につきまして検討してまいりたいと思っております。

未来を担う子どもたちにとってこのような教育環境が望ましいかということに加えて，各地区の皆様との合意形成が必要であります。町のほうからもう一方的に方針を打ち出すというのではなく，しっかりと町民の皆様，そして町内各地区の意向も踏まえながら適切に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　近藤君。

○１番（近藤裕紀君）　町長，御答弁をいただき，ありがとうございました。

教育課長，教育長，そして町長から子どもたちの未来の学びの環境を何よりも第一に考え，地域と丁寧に歩みを進めていくという大変力強く，そして温かい姿勢を示していただきました。

学校のあり方を考えることは，このまちの未来をつくることにほかなりません。令和８年度から始まるアンケートや検討委員会を通じて，保護者や地域住民の皆様の不安が安心に変わり，期待へとつながっていくよう，行政と議会がしっかりと手を取り合って進めていくことを強く要望いたします。

私自身も，町民の皆様の小さな声，多様な思いを丁寧にすくい上げ，このまちの持続可能な未来のために全力で尽くしてまいることをお誓い申し上げ，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中輝夫君）　続きまして，４番福田京子君，お願いします。４番福田君。

○４番（福田京子君）　議席番号４番福田京子でございます。通告に従いまして，矢掛中学校・矢掛高校合同部活動についての質問を始めさせていただきます。

町立矢掛中学校と県立矢掛高等学校が連携をして，やかげ型地域クラブに移行している合同部活動が昨年度から始動しております。全国的な地域クラブへの移行を見据えた事業であると聞いております。

スケジュール的には，令和８年度からは改革実行期間に入り，休日の部活動を本格化させる。平日の活動も含めた完全移行を目指す段階に進めていくということであります。

やかげ型とは中高が合同でという要素と，地域クラブへの移行という二つの要素を含んだ事業となってきております。

町のホームページにも上がってはおりますが，現状の具体的な様子を知りたく，あえてお尋ねいたし

ます。

1つ目，活動している部活動クラブの数は，昨年度 —— 令和7年度は18とありますが，今年度もその数に変更はありませんでしょうか。

2つ目，高校生の部員数について。実施前の令和6年度，合同部活動初年度の令和7年度，8年度——今年2年目ですね，その部員数の増減はどのようになっておりますか。

3つ目，中学校の視点では，新設となった部活動への中学生の参加状況はどのようになっているのでしょうか。参加者数はどうなっているのでしょうか。

4つ目，中高のこれまでの部活動顧問というのは，従来どおりのままなのでしょうか。

5つ目，指導者には合同の意識を持ってもらえるように活動全体を把握しての指導や場合によっては分担をなさっていらっしゃるのでしょうか。それができるような時間的な設定をなさっているのでしょうか。

6つ目，役場の職員が平日の夕刻に指導に当たることができる仕組みが示唆されております。実際にその仕組みを利用して指導してくださっている職員はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

以上，お尋ねをいたします。

○議長（田中輝夫君）　教育課長。

○教育課長（西山弘之君）　4番福田議員の矢中・矢高合同部活動について教育課からお答えいたします。

矢掛中学校と矢掛高等学校の合同部活動につきましては，令和7年度から町，教育委員会，やかげスポーツクラブ，矢掛中学校，矢掛高等学校が連携し，地域クラブへの展開を見据えた取組として実施しているものです。

御質問の点について，順次お答えをいたします。

まず，活動しているクラブの数についてでございます。令和7年度は，選択可能な種目数として18種目でありましたが，令和8年度は20種目となっております。このうち，令和8年4月末現在で，中学生が実際に活動している種目は14種目でございます。

次に，高校生の部員数の増減についてでございます。高校生の部員数は，令和6年度が197人，令和7年度が200人，令和8年度が現在182人でございます。増減の状況といたしましては，大きな増減はなく，おおむね横ばいで推移しております。

次に，中学校の新設となった種目への中学生の参加状況についてでございます。中学生にとって新たに選択肢となった種目のうち，令和8年4月末現在で，陸上競技，男子バドミントン，男子バスケットボール，卓球，書道，茶道，サイエンスに中学生が参加しております。これらの種目への参加者は，合計で34人でございます。

次に，中学校，高等学校の部活動顧問についてでございます。中学校につきましては，地域クラブとしての活動であるため，従来の学校部活動における顧問という位置付けではなく，種目ごとにクラブ指導員又は指導サポーターに関わっていただいております。また，地域クラブ活動への従事を希望する教員については，兼職兼業の手続により，クラブ指導員又は指導サポーターとして活動に関わることができる仕組みとしております。一方，高等学校につきましては，従来どおり学校部活動として実施されており，教員が顧問を務めております。

次に，合同部活動における指導の分担や活動時間の設定についてでございます。本町の矢中・矢高合

同部活動は，矢掛中学校と矢掛高等学校が連携し，部活動改革に取り組む枠組みを表すものでございます。そのため，全ての種目において，常に中学生と高校生が同じメニューで一体的に活動するというものではなく，種目の特性，参加人数，活動場所，また中学生と高校生の体格差や技術差などを踏まえながら，それぞれの種目に応じた形で活動しております。

指導につきましては，種目ごとにクラブ指導員，指導サポーター，高校の顧問等が，それぞれの立場で生徒の状況を見ながら関わっており，必要に応じて基礎的な練習を一緒に行ったりするなど種目ごとに調整しながら実施しております。文化種目については，一緒に活動したり，イベントなど合同で参加をしたりしております。

また，指導者間の情報共有を図るため，各種目の代表指導員を対象とした連絡会を年２回開催し，制度の確認や情報交換を行っております。

最後に，役場職員による平日の練習サポート体制についてでございます。地域指導員や教員兼職指導員の従事が難しい場合などに役場職員が役場サポーターとして活動を支援する仕組みを設けております。令和７年度中にこの仕組みにより従事した職員は，実人数で 12 人でございます。従事の頻度は，職員や種目の状況により異なりますが，年に数回から週１日程度の範囲で活動しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　福田君。

○４番（福田京子君）　ただいまの答弁で，活動種目の数などの状況について，大まかにわかりました。

合同部活動がスタートしてからの矢掛中学校生徒の加入率割合は，どのように変化してきているのでしょうか。改めてお伺いします。

また，国が進める中学校部活動の地域展開は全国的な課題であるとは思いますが，矢掛町の場合は，矢掛中学校と矢掛高等学校が連携するやかげ型として取り組んでいるとのことであります。このやかげ型の特徴や現時点での成果と課題を町としてどのように捉えているのかを改めてお尋ねいたします。

○議長（田中輝夫君）　教育課長。

○教育課長（西山弘之君）　福田議員の再質問にお答えいたします。

まず，矢掛中学校の生徒の加入率についてでございます。令和６年度の中学校部活動の４月末現在での加入率は 76.4 パーセントでございました。合同部活動がスタートした令和７年度の４月末現在での加入率は 82.0 パーセント，令和８年度４月末現在での加入率は 78.3 パーセントとなっております。

令和７年度に加入率が 5.6 パーセント上昇し，令和８年度は令和７年度と比較すると微減となっていますが，制度開始前の令和６年度と比較しますと，令和８年度も上回っている状況でございます。

このことから，矢中・矢高合同部活動の開始により，中学生にとって活動の選択肢が広がったことが加入率にも表れているものと受け止めております。

次に，やかげ型の特徴，成果と課題についてお答えいたします。本町の矢中・矢高合同部活動，いわゆるやかげ型の特徴は，矢掛中学校と矢掛高等学校が近接しているという本町の地域特性を生かし，中学生は，やかげスポーツクラブのクラブ員として，高校生は学校部活動の部員として連携して活動しています。中学校段階の地域クラブ活動と，高等学校の学校部活動とを連携させながら取り組んでいる点が大きな特徴であると考えております。

一般的に部活動の地域展開においては，地域の指導者の確保とともに，平日の活動時間をどのように

確保するかが大きな課題となります。地域の指導者は，それぞれ仕事や生活の都合があるため，授業終了後すぐの時間帯から指導に入ることが難しい場合も多く，活動開始時刻が遅くなることが想定されます。

その点におきまして，本町の取組では町，中学校，高校，やかげスポーツクラブ，地域の指導者の方々，そして必要に応じて役場サポーターが連携することにより，平日の活動についても，これまでの学校部活動と変わらない時間帯で活動を始めることができております。これは，生徒の生活リズムや下校時間，保護者の負担を考えましても，本町の取組の大きな特徴であり，一定の成果であると受け止めております。

また，中学生にとりましては，これまで中学校単独では設けることが難しかった種目といったものも選択できるようになり，活動の選択肢が広がっております。また，地域の指導者による専門的な技術指導を受けることができるようになりました。

さらに，同じ場所や近い場所で高校生が活動している場合には，中学生が高校生の姿を身近な目標として見ることができることや，高校生にとっても中学生に声を掛けたり，助言したりする中で，主体性や責任感を育む機会にもつながるものと考えております。

一方で，課題もございます。種目によって活動場所，参加人数，指導者の状況が異なることから，中学生と高校生では体格差や技術差などの違いもあります。それぞれの発達段階に応じた活動内容の調整が必要でございます。そのため，全ての種目で同じ形の活動ができるものではございません。

加えて，指導者の継続的な確保，指導者間の情報共有，学校との連携体制の安定化については，引き続き継続して取り組むべき課題であると考えております。

この取組は，まだ始まって２年目であり，完成した制度というよりも，関係者で改善を重ねながら形を整えている段階でございます。今後も，子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化活動に親しむことができる環境づくりを基本に，矢掛中学校，矢掛高等学校，やかげスポーツクラブ，地域の指導者の皆様方と連携しながら，より良いやかげ型となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　福田君。

○４番（福田京子君）　ただいまの答弁でございますが，活動において全て同様に展開する，できるなんていうことは全く思っておりません。しかしながら，よその自治体に先んじて，こうした事業を始めたということで，町民は，保護者共々期待を持って見守っているのが現在の現状です。

合同部活動のパイオニアとしては，試行錯誤の連続であろうとは思いますが，実際に活動する生徒の思いを，未来を担うであろう生徒の思いを一番に組んだ事業になっていくことを願っております。

また，役場職員の平日のサポート体制によって，相当数の職員の方の活動というのは，町の活性化に貢献しようという気概を感じている次第でございます。

これで合同部活動についての質問を終わらせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　続きまして，３番昼田政義君，お願いします。３番昼田君。

○３番（昼田政義君）　議席３番昼田政義でございます。通告に準じて質問させていただきます。まず，２点伺いますけれども，まず１点目，消火器の点検及び販売のあっせんと処理方法について。

最近，野焼きなどで頻繁に火災が発生しています。原因は，いろいろな条件が重なって発生すると思われますが，主な原因の一つとして，野焼きの時に水や消火器を準備せずに行っているケースがあるの

ではと推測されます。

各家庭でも，適切に消火器を備えている御家庭ばかりではありません。消火器があっても，点検が出来ていないためにいざという時の使用に不安のある家庭もあるかと思います。

少し前までは消防団員の方にお世話になり，消火器の点検をされていたと聞きますが，現在は行われていません。

最近では，訪問販売に来て，最近買ったばかりの消火器を勝手に取り替えて買わされたケースも聞いています。これは，防火の意識の高い町民を狙った詐欺行為です。許すことはできません。

そこで，消火器について，3点質問します。1つ目，消防団員による全世帯を対象とした消火器の有無も含めた点検の実施と，点検や適正な購入先の情報提供は実施可能か。

2つ目，使用不能となった消火器の廃棄処分・処理方法はどのようになっているか。

3つ目，消火器の設置率を高め，町民の安心安全を守るための消火器の購入補助制度の今後の導入予定はあるか。

以上3点について，執行部の考えを聞きます。

○議長（田中輝夫君）　副町長。

○副町長（稲田欽也君）　3番昼田議員の消火器の点検及び販売あっせんと処理方法について，お答えいたします。

御指摘のとおり，消火器は火災の初期消火に大変有効なものであり，御家庭に備えていただきたい機材であります。以前は，消防団が自主的に消火器業者とあっせんや詰め替えなどの作業を行っていたようなこともありました。

さて，消火器についての1点目の御質問であります。購入先についての情報提供ですが，町内のホームセンターや消防機器を扱っているお店で購入できます。何らかの形で町民の皆様に周知するようにいたします。

また，その点検方法ですが，消防法では御家庭用の消火器の点検は義務付けられていませんので，個人で行うこととなります。その点検方法につきましても機会をとらえて周知をしたいと存じます。

2点目の御質問，消火器の処分方法でありますが，消防署に問い合わせたところ，販売店で購入する際に引き取ってもらうことや日本消火器工業会でリサイクルを行うということでしたが，そちらのほうが町内に収集所がないことから購入する際に販売店で引き取ってもらうのが現実的かと存じます。町内のホームセンターに問い合わせたところ,購入する際には古い消火器を引き取っているとのことでした。こちらも町民皆様方に周知を行ってまいります。そして，まずはこれらの周知事項は，町広報紙に掲載をいたします。

3点目の質問の消火器購入補助制度でありますが，現在そのような制度はありません。

岡山県内の他の自治体にも同様の制度は確認できませんが,火災の発生状況や矢掛町の実情も踏まえ,他の自治体の制度も参考にしながら調査研究を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　昼田君。

○3番（昼田政義君）　再質問させていただきます。

以前は，消防団の自主活動の一環として行っていたと説明いただきました。なぜ，消防団員が自主活動をやめたのか。その経緯を調べ，継続できるような対策を講じることができないでしょうか。

また，消化器は火災時初期消火に必要なものです。点検，詰め替えをし，その内容を備えがなければ，初期消火は非常に困難になります。

火災予防の観点から，各家庭に１本の消火器の備えは必要だと感じます。補助をはじめ推進について，町の考えをお伺いします。

○議長（田中輝夫君）　副町長。

○副町長（稲田欽也君）　３番昼田議員の再質問にお答えいたします。

消防団が消火器の詰め替えやあっせんの活動を中止した理由は，詰め替え業者による個別の詰め替えが中止となったということを耳にしております。家庭用消火器は，期限切れや使用後は，容器ごと交換ということになっております。

家庭用消火器の備えは，議員がおっしゃるとおり初期消火に大変重要なものでございます。各家庭に備え，各家庭が万が一に対応できるよう，その推進につきましては今後も継続的に取り組んでいきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　昼田君。

○３番（昼田政義君）　いま，執行部の回答をいただきました。今後は町民の皆さんに消火器の備え及び点検を行ってもらって，火災発生時の初期活動ができるように一層の呼び掛けをお願いしたいと思います。また，広報やかげで町民の皆さんにしっかりお伝えいただければ有難いと思います。

次の質問に移らせてもらいます。自主防災や防災訓練の推進について伺います。

自主防災組織や町内会・自治会単位での防災訓練実施の実績は，いまだに伸びていません。特に町内会単位の防災訓練がなかなか出来ていない現状です。

以下の２点について質問します。１つ目，防災所管課において，自助の側面での町民の意見聴取の場と共助の側面での町内会・自治会単位での意見聴取の場を設けているのか。また，今後の予定はあるのか。

２つ目，町内の防災訓練実施の実績を高めるため，執行部で取組をどのようにしているか。どのような施策を推進しているのか。

以上，２点について伺います。

○議長（田中輝夫君）　副町長。

○副町長（稲田欽也君）　３番昼田議員の防災訓練の推進について，お答えいたします。

昼田議員がおっしゃるように，自助，共助を強化することが，防災，減災につながり，被災者を最小限にとどめる核心であることは間違いありません。

町といたしましても，機会を捉えて防災意識の啓発に取り組んでいるところであり，広報やかげ４月号でも呼び掛けを行ったところであります。

１点目の御質問，町民の意見聴取の場づくりでございますが，現在でも自治協議会連絡会の中で，自主防災組織活動支援事業補助金，訓練や研修講師の御紹介などをさせていただきながら，各地区の自治協議会長の御意見も伺っております。

また，出前講座では，地域に出向いて生の声を伺い，参加者のアンケートを通じて御意見を承っております。

また，国，県などのモデル事業の実施時やＱ－ＡＮＰＩの訓練時のアンケートなど機会を捉えて把握に努

めているところでございます。

町内会・自治会単位での意見聴取の場を新たに設けることは考えておりませんが，今後も引き続き，機会を捉えて，自助，共助，防災に関する意見の聴取に努めたいと存じます。

2点目の御質問であります防災訓練の実績を高める施策であります。現在は，備品購入費等を除き100パーセント補助の自主防災活動支援事業補助金，講師の御紹介などを通じて，防災訓練を実施していただけるように取り組んでいるところでございます。こうした補助制度，講師の紹介を引き続き行いながら，自助・共助の意識の啓発・強化，防災訓練を実施していただけるように努めたいと存じます。

防災訓練の実績を増やす決定打はありませんが，これまでの取組を地道に進めるとともに，イベント的な防災訓練より，地域で実践的な訓練が行われますよう，他市町村の事例も情報収集しながら支援に努めたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　昼田君。

○３番（昼田政義君）　いま，執行部より回答いただきましたけど，各地域での生の声，参加者のアンケートを通じて意見を聞かれていますが，その声を執行部はどのように対応されていますか。

防災訓練の実績を増やす決定打はありませんと言われていますが，しかし，それはそうだとまず思いますが，防災意識の向上のために，まず一度やることが必要だと感じます。一度やってみれば良い点，できてない所，必要な点，いろいろな点がわかってくると思います。それを行うために，2 度目の防災訓練をやってみようと思われると思います。

また，防災訓練実施のためには，きっかけが必要だと感じてます。その後押しをするために町民の意見を大切にしていただきたいと思います。そのために防災訓練の事前演習等まとめていろいろなやり方があると思います。ＰＲしてはどうでしょうか。各町内会，自治会，防災訓練の推進をしてはどうでしょうか。執行部のお考えを問います。

○議長（田中輝夫君）　副町長。

○副町長（稲田欽也君）　３番昼田議員の再質問にお答えいたします。

訓練実施のためのきっかけづくりとして，令和4年度に自主防災組織活動マニュアルを作成し，自主防災組織に配付をいたしました。その中で，訓練方法などを事例的に掲載をいたしております。

このたびの御質問では訓練のきっかけとなりやすい簡易なものを示し，周知せよという御提案でございますので，まずは避難し，集まることから始めるというような訓練に対するハードルを下げるようなものを紹介し，周知を図ってまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　昼田君。

○３番（昼田政義君）　いま回答いただきましたけど，やっぱり訓練するためにはなかなかきっかけづくりは非常に難しいことと感じています。訓練を難しく考えないで防災訓練をしたいので，防災課に協力をお願いして，教えてもらっていただきたいと思います。

まずは集まってもらって，防災について皆さんの意見を聞くだけでも良いと思っています。そこから始まっていけばいいと思います。一度やっていただきたいんです。自助，自分の身は自分で守る行動しましょう。共助，町内会でできることをしましょう。最後に公助となります。

防災訓練をしましょう。自分たちのため，みんなのためにやりましょう。防災訓練実施の推進をお願

いして，私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが，このまま会議を続行したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。続きまして，１２番浅野 毅君，お願いいたします。浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　議席番号１２番の浅野でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日は，歴史まちづくり法の活用についてともう一つは，市街地の速度制限について御質問させていただきます。

まず１番目，歴史まちづくり法なんですが，これは令和５年 12 月の議会で一般質問をさせていただいております。歴史的風致向上計画策定についてという質問をでございます。

その時のお答えが，町としては文化財保存活用地域計画を策定することが先決であるというふうなお話でございました。当計画策定はかなりのスピードで進行し，令和８年 ―― 今年度ですね，８月，国の認定申請の予定であるとお聞きしております。

続いては，いよいよ歴史かおる文化のまちとしての仕上げの事業として，歴史的風致向上計画策定を視野に入れ，来季に向けての計画を検討すべきと考えております。

歴史まちづくり法は，国の３省庁が関与しており，文化財といいますか，歴史関係とか歴史まちづくりは，国の３省庁を関しておりますので，最高のまちづくりの機関というふうに考えております。３省庁とは，国交省と文部科学省と農水省が関与しております。

国交省につきましては，もちろん都市計画，ハードの面もありますし，観光施策も関与しております。それから文科省のほうは，文化財行政を中心に文化財保護法の関係でございます。農水省につきましては，環境及び農地施策とかいろんなことがございますが，民族関係ももちろん入りましょう。そういうことで，三つの省庁が合同で審査をするという，非常に変わった法律でございます。

そういう意味では，今までのこれ平成の 20 年ですかね，施行されておりまして，そのあと１回２回改正はございますが，いずれにしましても歴史まちづくり法というのは，我が歴史かおる文化のまちとして，どうしても必要な最高の日本で言う憲法のようなものだと私は感じております。

そういう意味で，一段落しましたらぜひ教育関係を中心に全町で取り組んでいただければという，これはもう提案でございますんで，よろしくお願いします。

以上です。

○議長（田中輝夫君）　教育課長。

○教育課長（西山弘之君）　１２番浅野議員の御質問，歴史まちづくり法の活用について，教育課からお答えいたします。

まず，浅野議員におかれましては，これまでも本町の文化財行政や歴史文化を生かしたまちづくりについて，深い御理解と御関心をお寄せいただき，重伝建選定後の矢掛宿の保存活用をはじめ，国の制度や本町の課題を的確に捉えた御質問，御提言をいただいてまいりました。これらの御指摘，御提言は，本町の文化財を町民共有の財産として次世代へ継承し，まちづくりに生かしていくという観点から，大変示唆に富むものと受け止めております。

議員からは，令和５年 12 月議会におきましても，歴史的風致維持向上計画の策定について御質問を

いただきました。

その際，教育課といたしましては，歴史まちづくり法を活用し，矢掛のまちづくりに反映させることは，検討するに値する内容であること，また，その前提として，まずは文化財保存活用地域計画を策定し，町全体の文化財の保存と活用を体系的に進めていくことが重要である旨をお答えをしたところでございます。

現在，その文化財保存活用地域計画につきましては，本年８月頃の国への認定申請に向けて作業を進めているところでございます。

この計画は，本町に所在する多様な文化財を総合的に把握し，その保存と活用の方向性を明らかにするものであり，今後の文化財保護行政を進める上での基本となる計画と言えます。

この計画の作成過程において，これまで十分な調査が行えていなかった文化財の状況や，今後，優先的に整理・対応すべき課題も見えてまいりました。その一つが，民俗・古文書等に関する調査でございます。石造物やお堂，伝統行事などにつきましては，地域の歴史を今に伝える方々から貴重なお話を伺い，できるだけ確実な形で記録し，次世代へつないでいく必要があります。また，個人所有の古文書の散逸防止についても，速やかな対応が必要であると考えております。

もう一つは，道をテーマとした古代・中世の歴史調査でございます。古代山陽道に関わる毎戸遺跡などは，近世の宿場町へとつながる本町の歴史の連続性を示す重要な遺跡であり，今後も調査成果を踏まえながら，その価値を整理していく必要がございます。

さらに，未解明な中世交通の調査を進め，古代から近世に至る本町の歴史的変遷を体系的に明らかにすることは，本町の特色ある歴史文化を明らかにし，共有していくうえで不可欠なものであると考えております。

議員御指摘の歴史的風致維持向上計画は，文化財の保存・活用に加え，歴史的な町並みや景観，道路，観光，地域振興など，まちづくり全体に関わる制度であり，本町の歴史文化を生かしたまちづくりを考える上で，有効な制度であるというふうに認識しております。

しかしながら，現時点では，具体的な策定方針や事業内容をお示しできる段階にはございません。

まずは，文化財保存活用地域計画の認定申請を着実に進めるとともに，認定後は，先ほど申し上げました優先課題や取組を町の体制や財源も踏まえながら，段階的に進めてまいりたいと考えております。

教育課といたしましては，文化財保存活用地域計画を本町の歴史文化を保存し，活用していくための土台とし，その上で，歴史的風致維持向上計画につきましても，本町の歴史文化を生かしたまちづくりを考える上での制度活用として，今後も引き続き，研究してまいりたいと考えております。

以上，答弁とさせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　１２番浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　いま教育課長のほうからいろいろお話しいただきまして，私が思った以上の前向きな御答弁で，このまま進めていただければと思いますが，ただひとつ頭に入れておかないかんのは，３省が合同の認定になっておりますんで，やっぱり町の行政としましても，教育課だけというわけにはなかなかいかんのんで，これは副町長，大変でしょうが，ひとつ今後の課題としてよろしくお願いします。

引き続きまして２番目の質問で，市街地の速度制限についてということで，お願いします。

令和６年の３月の議会になりますが同様の質問をさせていただきました。この時，生活者の意向も十

分聴取した上での対応になろうと思うという答弁がございました。

生活者の意向は重要ではありますが，通行者にもしもの事故があった場合，取り返しのつかないこととなりましょう。

当時は，三大事業 —— 無電柱化，重伝建，道の駅が完成したとはいえ現在ほどの通行量はなかったと思います。

今年４月にアウトドアヴィレッジやかげがオープンいたしまして，中四国最大級の規模のモンベルの誘致と相まって市街地の歩行者は激増しております。当面の安全策として，現在の速度制限 30 キロを 20 キロに，また時間帯による交通制限等を検討すべきと考えますが，見解を問います。

○議長（田中輝夫君）　町民課長。

○町民課長（佐藤澄江君）　１２番浅野議員の御質問，市街地の速度制限について，町民課からお答えいたします。

矢掛の市街地中心部は，平成 28 年に県警によりゾーン 30 に指定されており，交通事故の抑制対策の一つとされています。

アウトドアヴィレッジやかげが４月にオープンし，市街地への誘客数も増えており，議員がおっしゃいましたとおり交通事故に不安を感じられていることについては理解しております。

議員からの御提案，30 キロ規制から 20 キロ規制に，また，時間帯による交通制限等でございますが，市街地の道路は生活道路でもございますので，暮らしておられる方の御理解も必要となってきます。意見を十分お聞きした上での対応になろうかと思います。

また，市街地中心部には，重要伝統的建造物群保存地区もございます。標識や道路標示などは，最小限の設置となっています。大型の標識設置や目立つ道路標示などは景観上ふさわしくなく，交通安全の効果的な周知の難しさもございますが，歴史的風致を損なわないよう安全確保の方法を工夫していきたいと思います。

交通安全には運転をされる方，歩行者の方々がそれぞれ交通ルールと交通マナーを守っていただくことが重要だと考えています。

交通事故が起こってしまっては取り返しがつかないということを受け止め，今後も交通安全を確保すべく警察署や関係団体と協議しながら，交通安全啓発活動を行っていきたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　浅野君。

○１２番（浅野　毅君）　いま，お答えいただきました。地域の皆さんのことをいろんな総合的にも判断しなきゃいけないのは当然のことでございます。

それで，やはり警察というか公安委員会ですかねと，それから通行人，来客の方の意向ももちろん十分配慮の上，もちろん住民の人はもちろん大切なんですが，通行される方，来られる方のイメージということもございますんで，その辺も十分配慮しながら公安とも十分相談していただいて，前向きに進めていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。この際，昼食などのために午後１時まで休憩したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，午後１時まで休憩いたします。休憩。

午前１１時５３分　休憩

午前１２時５８分　再開

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続けます。

それでは，２番山部美由紀君，お願いします。２番山部君。

○２番（山部美由紀君）　議席番号２番山部美由紀です。通告に従い，2 点の質問をさせていただきます。

本日，議会質問を初めてさせていただく機会をいただき，まことにありがとうございます。皆様，どうぞよろしくお願いいたします。

まず１点目は，小田地区児童の小北中学校への進学についての質問をいたします。

全国的に人口減少や少子化が進行する中で，小田地区における教育環境も大きな変化を迎えております。矢掛町内では小田地区の児童のみが通う笠岡市矢掛町中学校組合の小北中学校が学区として定められています。しかし，小北中学校は小田地区，さらには，笠岡市である北川地区の生徒数が減少しており，その存続が厳しい状況に直面しています。このような状況は，地域の未来に大きな影響を与える可能性があり，非常に懸念しております。

教育委員会より御提示いただいた小田小学校児童の中学校進学についての人数について共有させていただきます。令和 3 年度卒業生数 15 名，内小北中学校進学 11 名，矢掛中学校 3 名，その他 1 名。令和 4 年度卒業生数 13 名，内小北中学校進学 6 名，矢掛中学校 5 名，その他 2 名。令和 5 年度卒業生数 20 名，内小北中学校進学 11 名，矢掛中学校 5 名，その他 4 名。令和 6 年度卒業生数 14 名，その内小北中学校進学 7 名，矢掛中学校 4 名，その他 3 名。令和 7 年度卒業生数 15 名，内小北中学校進学 8 名，矢掛中学校 3 名，その他 4 名。割合的には卒業生の約半分が小北中学校，それ以外で矢掛中学校，その他として私立中学校などへの進学があります。小北中学校の生徒数や部活動の減少が進む中で，ほかの選択肢である矢掛中学校や私立中学校などへの進学を選ぶ生徒が増加していると感じております。

また，保護者からは小北中学校の進学に関して，少人数の環境では友人を作る機会が限られ，積極性やコミュニケーション能力の向上について不安を感じるとの声が寄せられています。

多くの保護者が，大人数の学校でたくさんの友人を作り，さまざまな経験をさせたいと考えており，高校進学に備えて大人数の環境に慣れさせたいとの意見もあります。

また，小北中学校へ進学をしたいが，いつまで存続するか不明なことが不安を更に強めているようです。兄弟間で異なる中学校に進学することになるのではないかという懸念もあります。

小北中学校にない部活をするために，矢掛中学校への入学を希望するのみ許可されると伺っていますが，合同授業やスポーツ少年団でできた友人と同じ中学校に通いたい。矢掛町民なのだから，矢掛町のことを知るためにも矢掛中学校に通いたいなど，矢掛中学校への進学を望む強い要望を聞いています。

このことについて，改めて小田地区の児童や保護者に対し，納得のいく回答を執行部に求めます。

○議長（田中輝夫君）　教育長。

○教育長（山部英之君）　２番山部議員の小田地区児童の小北中学校進学についての御質問にお答えいたします。

小北中学校においては生徒数の減少が続いており，小田地区の児童・保護者の皆様から，少人数での学校生活，部活動の選択肢，友人関係，さらには今後の進学の見通しについて，不安の声があることは

承知しております。教育委員会としても，子どもたちの学校生活や将来に関わる切実な声として受け止めております。

小北中学校は，笠岡市と矢掛町が共同で設置・運営している組合立の中学校であり，矢掛町立でも笠岡市立でもなく，両市町で構成する中学校組合の学校でございます。そのため，学校の在り方や就学の取扱いについては，矢掛町だけで一方的に決定するものではございません。

また，本町の規則におきまして，小田地区の生徒が通学すべき中学校として定められており，現行制度上，小田地区の児童の進学先は，原則として小北中学校となります。

その上で，区域外就学の制度がございまして，家庭の事情や部活動など一定の事情がある場合には，所定の手続きと関係教育委員会との協議を経て，矢掛中学校への就学が認められることとなっております。

特に，部活動につきましては，小北中学校に希望する部活動がない場合など子どもたちの活動の選択肢を確保する観点から，小北中学校の組合・教育委員会と協議を行った上で矢掛中学校への就学を承認している例がございます。

近年，こうした相談や承認例も複数あり，教育委員会としても保護者や児童の思いを受け止めながら，個別の事情に対応してきたところでございます。

議員御指摘の友人と同じ中学校に通いたい，矢掛町民として矢掛中学校に通いたいというお声についても，子どもたちや保護者の皆様の思いとして受け止めております。

一方で，小北中学校は，長年にわたり小田地区の子どもたちを育ててきた学校であり，地域の皆様のお支えとともに歩んできた歴史があります。また，現在も小田小学校の卒業生のうち一定数の児童が小北中学校へ進学しており，今なお進学先としての役割を果たしている実態もございます。

このため，小北中学校の今後の在り方については，生徒数の減少という厳しい現実も踏まえつつ，地域の歴史や思い，児童生徒や保護者の不安も含め，総合的に考えていく必要があります。

昨年の小田地区での説明会におきましても，今後の進学の見通しや部活動以外の理由による矢掛中学校への進学について御意見をいただいており，笠岡市教育委員会とも情報共有を行っております。

先ほど申し上げましたように，その就学の取扱いなどについて，矢掛町だけで一方的に決定できるものではございません。また，現行制度において，二つの中学校を自由に選択できる制度として運用しているものでもございません。

矢掛町教育委員会といたしましては，保護者の皆様や地域の皆様の不安や御意見を重要な課題として受け止めて，個別の事情に応じた区域外就学の取扱いや今後の小北中学校の在り方について，笠岡市と引き続き，慎重に協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　山部君。

○２番（山部美由紀君）　教育長から回答いただきました。矢掛町として現在できる限りのこと，御尽力くださっていると理解しました。

ですが，進学や将来について早期より計画を立てる子どもたちもいます。中学校進学に向けても，小北中学校に行く，行けないでは大きく変わるのではと思います。

慎重に検討していただいているとのことですが，小北中学校の進学を予定してよいのは，小田小学校の現在の具体的には何年生までか。また，不可能なのは何年生までか。執行部の回答を求めたいと思い

ますが，いかがでしょうか。

○議長（田中輝夫君）　教育長。

○教育長（山部英之君）　山部議員の再質問にお答えいたします。

小北中学校への進学が今後どうなるのか。現在の小田小学校の児童のうち，どの学年まで小北中学校への進学を予定してよいのかという点は，児童や保護者の皆様にとって大変重要なことであり，早い段階で見通しを持ちたいというそういうお気持ちは，教育委員会としても十分理解しております。そういったお声は，笠岡市教育委員会とも共有をしております。

その上で，小北中学校は，笠岡市・矢掛町中学校組合立の中学校であり，その在り方については，笠岡市又は矢掛町のどちらか一方が単独で決定するものではなく，中学校組合教育委員会や組合議会を含めた組合としての協議，手続きが必要となります。

したがいまして，現時点におきまして，小北中学校への進学ができなくなる学年又はこの学年から進学できないという具体的な学年が決まっているものではございません。

現在の制度上，小田地区の児童の進学先は原則として小北中学校であり，現時点でその取扱いを変更する決定はしておりません。

矢掛町教育委員会としては，児童の皆さん，保護者の皆様が進学や将来について見通しを持つことができるよう，引き続き笠岡市と協議を進め，方向性や説明できる内容が整理できた段階で，できるだけ早く保護者や地域の皆様へ情報提供をしてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　２番山部君。

○２番（山部美由紀君）　教育長に回答いただきました。

笠岡市は，学校規模適正化計画として，北川小学校を令和 12 年に統廃合予定と発表しています。

矢掛町としても，小田小学校の子どもたちが安心して教育を受け，将来を考えることができる環境を整えるため，1 日も早く小北中学校への進学に関する方針を地域を担う子どもたちのためにお示しいただくことを強く要望いたします。

以上をもちまして，次の質問に移らせていただきます。

2 点目は，矢掛町における保育園の給食制度について質問いたします。現在，矢掛町の保育園では，3 歳以上の園児に対し，主食として各家庭で炊いた御飯をお弁当箱に入れて持参することとなっています。

これは，国の基準に基づき，厚生労働省やこども家庭庁の方針に従っています。具体的には，3 歳未満の園児は，主食も副食も保育料に含まれ完全給食とされていますが，3 歳以上の園児に対して，国の基準では主食費を実費徴収して保育園で一括提供するか，家庭から主食を持参させるか，各自治体の判断に委ねられています。矢掛町では家庭から主食を持参するという形になっています。

調査によると，全国の約 3 割の自治体でこの主食持参の制度が継続されています。しかし，共働き家庭やフルタイムで働く家庭が増える中で，時間的にも精神的にも負担となっています。この調査では，約 75 パーセントの保護者がこの負担を感じていることが明らかになってきました。具体的には，町内の保護者からは「朝食でパンの日でもわざわざ御飯を炊かないといけない」「荷物が多い日は，子どもの負担が大きくなる」「麺類の日で御飯を持って行かなくてもよいのに，確認不足で持参してしまい，廃棄したことがある」「毎日，実働量を持たせていても日によっては御飯が少ないことがある」などといった声が寄せられています。また，高温多湿での保管や早朝に準備したものをお昼に食べることによる食中毒

のリスクについても懸念されています。特に，毎年の異常気象が続く中で，これらの不安は増しています。

さらに，保育士としても，園児一人ひとりが持参した容器を適切に保管し，冬場は温める作業や配膳時の確認作業，食後の作業も負担になっています。

国からの補助は3歳以上の園児に対しては，副食のみの補助に限られていますが，主食の提供を検討・開始する自治体が増えています。矢掛町においても，3歳以上の園児の主食である御飯の持参を廃止し，主食副食全てを提供する完全給食を実施することについて，方針を執行部にお尋ねします。

○議長（田中輝夫君）　こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君）　２番山部議員の保育園における3歳児以上の完全給食化について，こどもみらい課からお答えいたします。

保育園や認定こども園の給食につきましては，山部議員がおっしゃるように3歳未満と3歳以上で扱いが異なります。

国は，3歳未満の園児の保育料には給食費が含まれるとしており，一方で，3歳以上の園児の保育料には含まれないとしております。このため，町でも3歳未満の園児には主食，副食とも園で調理し，提供しておりますが，3 歳以上の園児には副食のみ提供しており，主食である御飯は持参していただいております。

このような現在の制度の中で，新たに3歳児以上の園児に園で主食の提供を行うこととした場合，課題が2つございます。

1つ目の課題は，調理や配膳の問題です。現在，主食の提供を行っている園児は約120名程度ですが，3歳以上に提供する場合，追加で230人分，計350人分の提供となり，現在の約3倍の量になります。そうなりますと，お米の保管場所，調理スペース，調理器具及び配膳に従事する人員などの確保が必要です。

また，2つ目の課題として，保護者の費用負担がございます。主食を提供する場合，国の基準では，月3,000円程度の費用を保護者に新たに負担していただくことになります。

以上のことから，園で主食である御飯を提供することにつきましては，保護者の負担軽減などのメリットもありますが，現場の負担や保護者の費用負担増などのデメリットもございますので，その両方を考える必要がございます。

町といたしましては，今後，こども計画のニーズ調査などから保護者の要望を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　山部君。

○２番（山部美由紀君）　こどもみらい課課長から回答いただきました。

令和4年の議会において同様の質問がされたと思います。その際，メリットデメリットもあり，今後，保護者会などの要望を踏まえて検討してまいりたいとの回答がありました。

実際，矢掛町でも導入に向けた聞き取り調査，アンケートを実施されたのか。また，その予定があるか。執行部よりお聞かせください。

○議長（田中輝夫君）　こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君）　２番山部議員の再質問について，こどもみらい課からお答えいた

します。

保護者会への聞き取り調査，アンケートなどは実施しておりませんが，令和６年度に導入できるかどうか検討した経緯がございます。その時にも，自園で提供するとなると調理スペースや器具，人員などの課題が出て，外部業者から御飯の搬入をしてはどうかという意見もございました。ただ，外部業者からの御飯搬入の場合，矢掛町産のお米使用が困難との新たな課題が浮上いたしました。

町では，保育園等に御家庭から御飯を持参していただくのは，約70年前から実施しております。これだけ長い間継続してこられましたのは，子どもが食べ慣れた御飯を食べられることや保護者が子どもに合った量や硬さを調節できること，そして，この時期の子どもにとって食育の一環となることが考えられます。保護者の中には，家が農家でお米が潤沢にあり，必要と感じておられない方もいらっしゃるかもしれません。

近隣市町の公立保育園等の状況でございますが，園からの提供と家から持参していただく場合が半々の状況でした。

そこで，町では来年度こども計画の見直しを予定しておりまして，子ども・子育て会議で各団体の委員と給食提供のあり方について，改めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　山部君。

○２番（山部美由紀君）　こどもみらい課課長から回答いただきました。

子どもたちの健康と保護者の負担軽減に向けた取組の重要性を傾聴させていただきました。

矢掛町での現状の課題を理解し，他自治体での成功事例を参考にしながら，具体的な施策の検討を進めていただけることを期待しています。

また，ほかの市町では希望者が月額1,000円程度の主食費を払うことで持参を免除される仕組みが整いつつあります。矢掛町は水田に恵まれており，品質の良い米が米農家による努力で特産品にもなっています。食育の面からも矢掛町の美味しいお米を小さい頃から少しでも美味しい状態で子どもたちが同じように食べられる環境づくりを求めます。

引き続き，子育て世代の意見を尊重し，子どもたちが安心して美味しい給食を楽しめる環境を整えるための努力を求めます。

これで今回の私の質問を全て終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　以上で，通告のありました議員の方々からの一般質問は，全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議は明日10日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議は，明日10日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは，これにて散会といたします。皆様，御苦労さまでした。散会。

午後　１時２４分　散会